

千葉県防水板設置工事助成要綱

(趣旨)

第1条 市長は、浸水被害を軽減するため、住宅、マンション等（以下「建物等」という。）の所有者及び使用者が行う、防水板の設置及びその設置に伴う関連工事（以下「防水板設置工事」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、助成金を交付する。

(助成事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 防水板 建物等の出入口等に設置し、金属板等の浸水に耐える材質で、取外し又は移動が可能なものをいう。
- (2) 関連工事 防水効果を補完し、又は高めるため、防水板設置工事と一体として実施するもので、次のものをいう。
 - ア 外構等の防水工事
 - イ その他市長が必要と認める工事

(助成事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成事業者」という。）は、千葉市内における浸水被害が発生した地域において、前条に規定する助成事業を行う建物等の所有者又は使用者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、助成事業者が、次の各号に該当するときは、助成対象より除外する。
 - (1) 建物等の売買を業とする者が、営利を目的として所有している建物等に助成事業を行うとき。
 - (2) その他市長が助成対象として不相当と認めたとき。

(助成額)

第4条 助成金の額は、助成事業に要する経費の2分の1に相当する額以内の額とし、一つの建物等につき75万円を限度とする。

- 2 前項の規定により算出された助成額に、100円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 3 助成金の交付は、一つの建物等につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により助成金の交付を申請しようとするときは、防水板設置工事助成金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事設計図(位置図、平面図、構造図、防水効果証明書等)
- (2) 工事見積書
- (3) 建物の登記事項証明書
- (4) 建物所有者の工事承諾書(ただし、登記上の本人であれば省略可とする。)
- (5) 住民票 法人の場合は、法人登記簿謄本
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の提出があったときは、規則第4条第1項及び第2項の規定により交付申請書及び関係書類の審査、現地調査を実施のうえ、助成金の交付の可否を決定する。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 助成事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、防水板設置工事助成金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 規則第4条第3項の規定による通知は、防水板設置工事助成金不交付決定通知書(様式第3号)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1項又は第2項に規定により承認を受けようとするときは、防水板設置工事助成金交付変更(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、防水板設置工事实績報告書(様

式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があったときは、規則第13条の規定により実績報告書及び関係書類の審査、現地調査を実施のうえ、助成金の額を確定する。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、防水板設置工事助成金額確定通知書(様式第6号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により助成金の交付の請求をしようとするときは、防水板設置工事助成金交付請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、防水板設置工事助成金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条の規定による返還命令は、防水板設置工事助成金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。